

# 歩行者利便増進道路（ほこみち）制度の手引き

令和5年7月

建設局道路部 道路計画課・管理課

～目次～

1	はじめに	P 3
2	「歩行者利便増進道路の指定」について	P 6
3	「利便増進誘導区域（ほこみち）の指定」について	P 7
4	「占用許可」について	P 8
5	歩行者利便増進道路制度に関する Q & A	P 11

添付：指定要望に関する提出書類一覧

- (1) 歩行者利便増進道路指定要望書（第1号様式）
- (2) - 1) 氏名、住所、略歴等を記載した書面（第2 - 1号様式）
- (2) - 2) 団体構成員名簿（第2 - 2号様式）
- (3) 歩行者利便増進道路に指定する区間が分かる資料（平面図、位置図等）  
（第3号様式）
- (4) 想定される占用物等の配置や、利用時間帯を踏まえた歩行者や車両の  
交通状況に係る資料（第4号様式）
- (5) 想定される効果に係る資料（第5号様式）
- (6) 地元の合意状況に係る資料（第6号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定に関し参考となる資料（第7号様式）

添付：制度利用申出に関する提出書類一覧

- (1) 歩行者利便増進道路制度利用申出書（第8号様式）
- (2) 申出団体概要及び団体構成員名簿（第9号様式）
- (3) 地元の合意状況に係る資料（第10号様式）

〔はじめに〕

道路法が一部改正され、「歩行者利便増進道路」(通称：ほこみち)制度が創設されました。

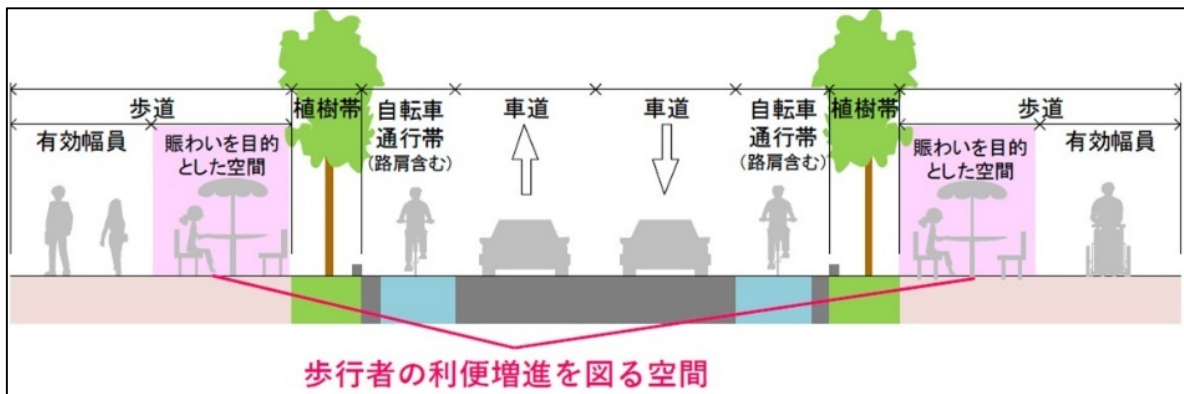
この制度は、**賑わいのある道路空間を構築するための道路**を歩行者利便増進道路として指定し、当該道路では、歩行者が安心・快適に通行・滞留できる空間の構築を目指すものです。

〔制度概要〕

「歩行者利便増進道路(通称：ほこみち)」として、道路管理者が指定した道路では、

- ・歩道等の中に歩行者の滞留・賑わい空間を定めることが可能
- ・無余地性の基準が除外され、カフェやベンチ等の占用物件が置きやすくなる
- ・民間の創意工夫を活用した空間づくりが可能となる

等、道路の構造基準及び占用制度に関する利点が設けられます。



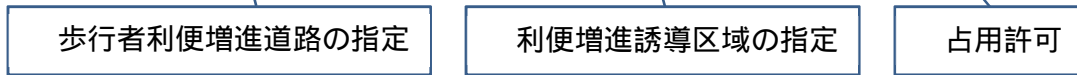
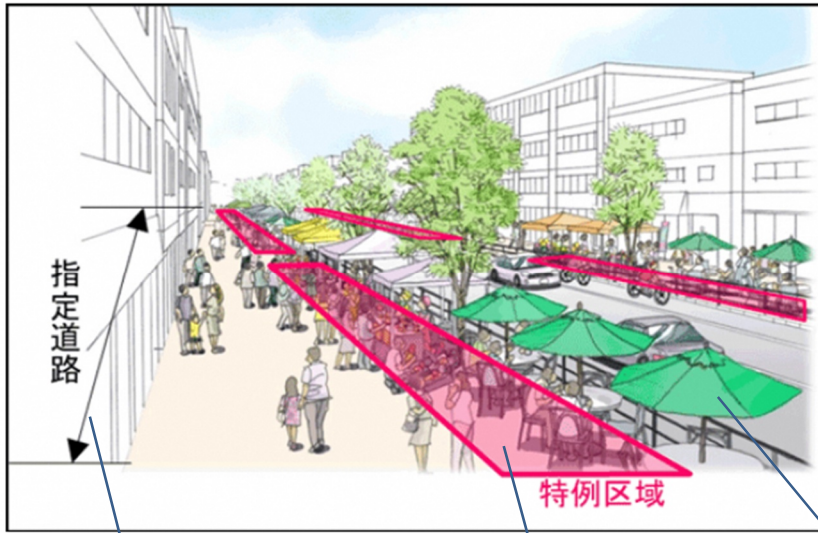
歩行者利便増進道路のイメージ



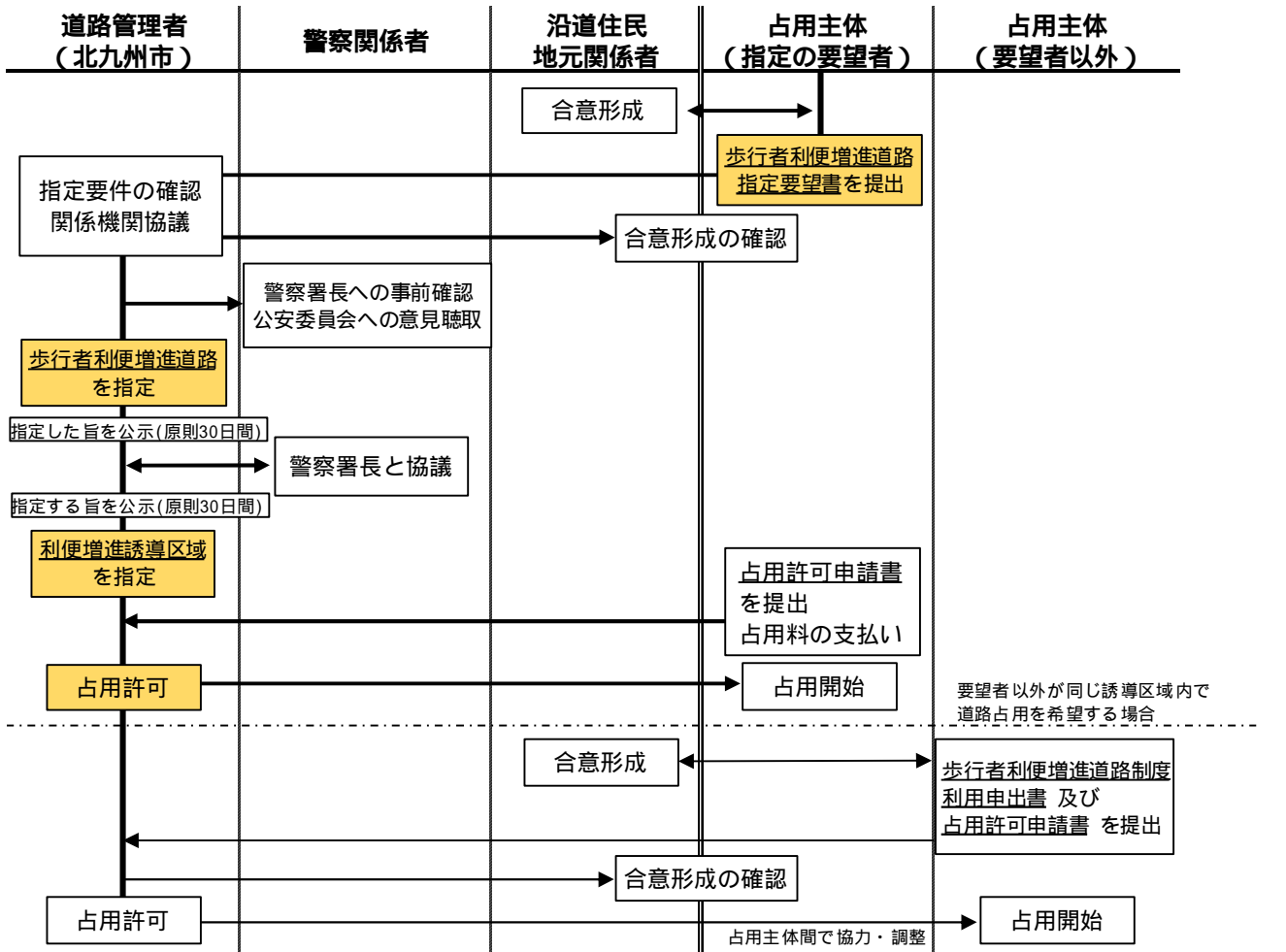
歩行者利便増進施設等の例

〔ほこみち制度の手続き〕

ほこみち制度は、手続き上、歩行者利便増進道路の指定、利便増進誘導区域の指定、占有許可 からなります。



ほこみち制度の手続きの流れ



(参考) ほこみちと類似制度の違い

ほこみちと類似の制度として、国家戦略特区による道路占用特例があります。

(コロナ占用特例制度は令和5年3月31日で廃止となりました。)

それぞれの制度の趣旨が異なることから、取扱いが異なります。

	ほこみち	国家戦略特区による 道路占用特例 1 (R9.3.31 まで特例)	【参考】コロナ占用特例 (R5.3.31 廃止) 2
趣旨	道路管理者(北九州市)が歩行者利便増進道路を指定し、利便増進誘導区域を設けることにより、オープンカフェや露店等の設置にかかる道路占用許可基準(無余地性)を緩和する制度	国家戦略道路占用事業を実施する地域団体が、道路空間を活用したイベント等を開催し、MICEの魅力向上及びまちの賑わい創出を図ることで、国内外の人の交流とインバウンドの増加を図るもの	新型コロナウイルス感染症によって影響を受ける飲食店等を支援する目的で、オープンテラス等により道路空間を活用し、三密対策として利用客に安全・安心に飲食店等を利用してもらおうためのもの
設置できる物件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告塔又は看板(良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの)</li> <li>・ 標識、旗ざお、幕及びアーチ</li> <li>・ ベンチ、街灯その他これらに類する工作物</li> <li>・ 食事施設、購買施設その他これらに類する施設</li> <li>・ 集会等の催しのために設けられる露店、商品置場その他これらに類する施設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ イベント時の臨時的物件(露店、購買施設等)</li> <li>・ 日時を定め実施するテーブル、ベンチ等</li> </ul>	テイクアウト販売やテラスにおける飲食提供等のための仮設の施設
上記制度の 占用主体	要件を充たす任意の団体	認定団体	要件を充たす任意の団体
占用料	有料(9割減額《 》) (《 》道路維持管理活動を行うことが必要)		免除 (道路維持管理への協力が行われる場合)

1 国家戦略特区の占用特例による占用事業と同様の取組みを令和9年3月31日以降も実施する場合には、同日までを移行期間として、ほこみち制度の手続きを別途行う必要がある。

2 コロナ占用特例終了時に、同特例が既に利用されており、道路管理者がほこみちへの移行手続き中のものに限り、経過措置の対象となる。なお、占用料については、ほこみちと同様に通常の占用料の9割減額となる(経過措置は令和5年9月30日まで)。

---

## 「歩行者利便増進道路(ほこみち)の指定」について

---

「歩行者利便増進道路」の指定、また後述する「利便増進誘導区域」の指定希望にあたっては、P13にある「歩行者利便増進道路指定要望書」等を提出していただく必要があります。

なお、指定にあたっては、地域のシンボルロード、駅前通り、観光地へのアクセスルート等沿道店舗での買い物・飲食、歩行中の休憩、地域行事への参加・観覧などのために歩行者が快適に滞在・回遊できる空間であり、以下の各項目に係る要件をそれぞれ満たすことが必要です。

### 【実施箇所】

歩行者の利便増進が図られ、快適な生活環境の確保及び地域活性化に資すると判断できること。

沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により理解が得られていること。

都市機能の配置状況や沿道の利用状況等を勘案して、歩行者の利便の増進に資する適切な区間であると判断できること。

歩道等について歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するための十分な有効幅員を確保できること。

### 【実施主体】

- ・ 占用区域内における日常的な道路点検、清掃等を的確に行うことができるもの。
- ・ 沿道住民や関係地方公共団体など関係機関との協議等により認められている団体を基本とする。

### 【実施主体に求める地域貢献と取組み】

- ・ 指定の際には公共交通利用促進のPRや自転車マナー啓発を実施すること。
- ・ 快適な生活環境の確保・地域活性化のために、年間を通じた定期的・継続的な取組みであること。
- ・ 道路維持管理への協力のため、市道路サポーターへ登録すること。

### 【占用基準、その他主な運用について】

- ・ 歩行者の通行のための幅員の確保、占用許可に係る基準( )への適合が図られること。  
( )視覚障害者誘導ブロックが設置されている場合は、離隔を十分確保すること等。
- ・ 既占用団体は、他の個人・団体の占用希望に係る相談・協議に応じること。  
( 計画に支障のない範囲で、他占用希望者の占用について調整・協力すること )

市は、上記要件を満たした事を確認の上「歩行者利便増進道路指定要望書」を受理し、警察や道路管理者との事前協議・確認、また要望者による地元等との合意形成が図られていることの確認に加え、道路法に基づく警察署長への協議や公安委員会への意見聴取など法定手続き等を行います。これらの手続きを経て、「歩行者利便増進道路」の指定に至りましたら、その旨を公示することとなります。

(手続きを進めていく際に、新たな関係先への合意が必要となった場合は、市が示す関係先へ合意形成を図ること)

## 「利便増進誘導区域」について

利便増進誘導区域とは、占有物件を設置できる範囲のことです。

占有者の希望する範囲の提示を受け、市が警察と協議の上、範囲を決定します。

占有を希望する方は、「占有物件を設置したい範囲」と「通行部分」を検討してください。

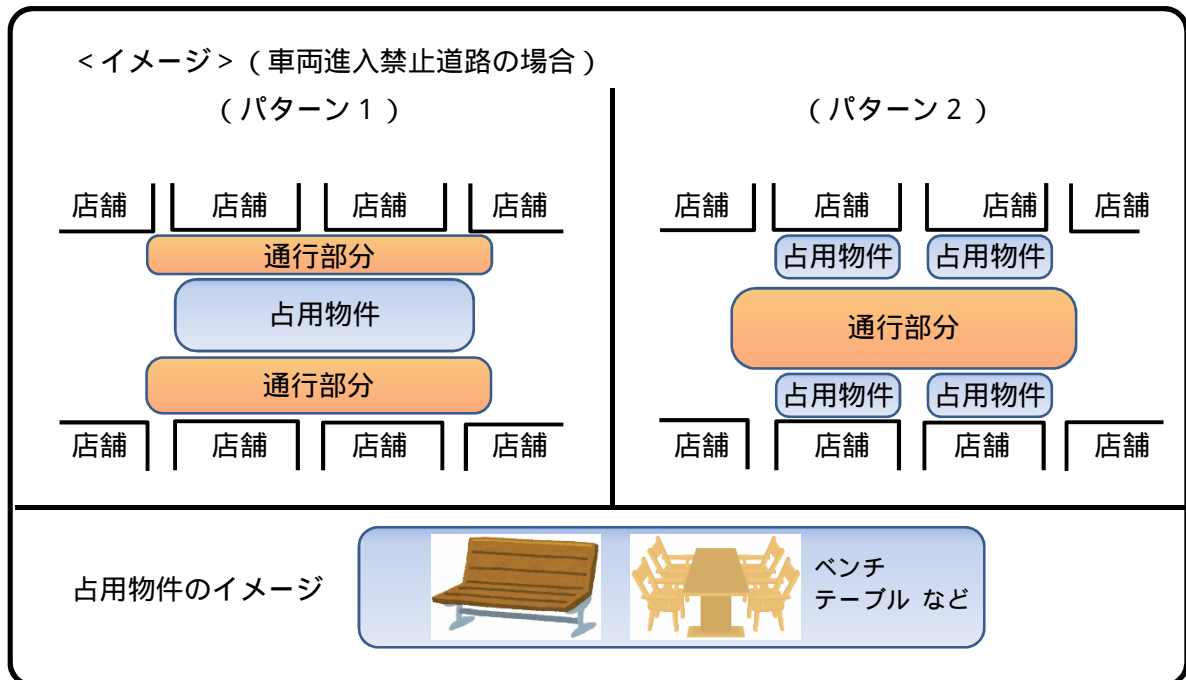
### 【利便増進誘導区域と占有物件の考え方】

占有物件は、必要最小限度の規模とする必要があります。

また、利便増進誘導区域については、「通行部分」として以下の幅員が最低限必要です。

種類	通行のために確保すべき幅員
歩道	歩行者の交通量に応じ、2～3.5m以上
車両進入禁止道路 (アーケード内など)	3.5m以上
自転車歩行者道	歩行者の交通量に応じ、3～4m以上
自転車歩行者専用道路	4m以上
歩行者専用道路	2m以上

通行のために確保すべき幅員は、歩行者交通量や関係機関との協議により、変更となる場合があります。



(注意) アーケードの中などでは、緊急車両の通行のための幅員が必要です。

なお、同区域の指定に際しては、前ページの道路指定と同様、各種手続きを経て、「利便増進誘導区域」を指定する旨を公示します。

## 「占用許可」について

歩行者利便増進道路上の利便増進誘導区域の指定後に、当該道路上に設置（占有）できる物件や場所等の要件は以下の通りです。

なお、占有申請手続きについては、各区まちづくり整備課の指定様式にて手続きを行っていただくこととなります。

### (1) 物件（歩行者利便増進施設等）

- ・ 広告塔、ベンチ、街灯、電飾、提灯、ランプ、フラワーポット、音響機材（スピーカーなど）
- ・ 看板、標識、旗ざお、幕、アーチ
- ・ 食事施設、購買施設（ ）  
（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む。）
- ・ レンタルサイクル用の自転車駐車器具
- ・ 催しのために設けられる露店、商品置場（ ） ステージ、やぐら、観客席  
（テーブルや椅子、テントやパラソル、フェンスなどを含む）

### ( ) 注意事項

食事施設はオープンカフェ、購買施設は売店のイメージです。  
露店や商品置場などは催しの際に占有可能となっていますのでご注意ください。

### (2) 場所

- ・ 交通の輻輳する場所、他の占有物件の多い場所など道路の構造や交通に著しい支障を及ぼさない場所であること。
- ・ 道路の交差する部分、接続する部分、屈曲する部分でないこと。
- ・ 視覚障害者誘導ブロックから十分離れていること。

### (3) 物件の構造

別紙のとおり

### (4) 占有主体

ア 道路の構造又は交通に支障を生ずることのないよう、占有物件の管理及び設置により道路管理者(北九州市)による日常的な道路の点検、清掃等が行いにくくなる場合には、占有区域内における点検、清掃等を的確に行うことができる者に限り認めるものとする。

イ 暴力団又はその構成員の統制下にある法人等及び暴力団員その他反社会的勢力に属する者は、占有主体になることができないものとする。

ウ 申請を希望する者は、団体を組織し、その代表者が申請を行うものとする（店舗毎など個別の申請は受けない）。

エ 代表者は、団体内の個々の事業者のとりまとめを行い、占有物件に起因した事故やトラブルを解消すること。



オ 指定の要望者以外も、一定の条件下において利便増進誘導区域内の占用を可能とする。  
例えば、先行して占用許可を受けた者が占用しない日程がある場合について、新たに占用希望者が現れた場合は、新たな占用希望者は先行して占用許可を受けた者とは独立して占用許可を受けることができる。ただし、新たな占用希望者（指定の要望者以外）は、沿道住民等との合意形成を図り、最初の申請時のみ「歩行者利便増進道路制度利用申出書」及び添付書類を提出すること。また、道路維持管理への協力のため、市道路サポーターへ登録すること。

カ 長期間の占用許可を受けた者は、占用期間中に当該誘導区域に新たな占用希望者が現れた場合には、占用希望に係る相談・協議に応じること。

#### (5) 占用許可の条件

ア 歩行者利便増進施設等の落下、剥離、老朽、汚損等のないように定期的に点検等を実施するとともに、落下等が生じた場合には速やかに改修等の措置を行うこと。

イ 広告塔、ベンチ、標識等については、表示内容が公序良俗に反するものではないこと。

ウ 食事施設等、露店等については、その設置により、多数の来客が見込まれる場合には、道路の交通又は構造に支障を及ぼさないよう、駐車場の確保、行列の整序その他必要な措置を講ずること。

エ 占用許可を受けた期間中であっても、緊急事態宣言の発出など、北九州市からの要請があった場合には、物件の設置を行わないこと。

#### (6) 占用期間

占用の期間は、許可日から5年の間で設定するものとする。

#### (7) その他

歩行者利便増進施設等の占用の許可を行うに当たっては、次の点に留意することとする（ア及びイにあっては、食事施設等、露店等の場合に限る。）

ア 広く一般に対して物品の販売又はサービスの提供を行うものであって、特定の者のみを対象としたものではないこと。

イ 公序良俗に反し、社会通念上不相当と認められるものを売買し、又はサービスを提供するものではないこと。

ウ 夜間や強風時には、いたずらや強風により、占用許可を受けた区域外に当該施設等を構成する物件、商品等が散乱したり、落下、倒壊等による事故が発生したりすることのないよう、屋内への収納や一時的な撤去等の適切な管理がなされるものであること。

エ 市の事業、恒例の祭り等が実施される場合、当該事業に協力すること。

オ 市が占用物件の周辺の不法占用物件指導を行う場合には、情報提供等に協力すること。

カ 地域住民へ合意を得る際に、残存する不法占用物の撤去について、当該占用者に対して、協力を呼び掛けること。

キ 現に不法な占用を行っているものを追認するようなものではないこと。

#### (8) 占用料

歩行者利便増進施設等の設置に併せて占用主体により提案される道路維持管理への協力（占用区域以外の除草、清掃、植樹の剪定など）を行うことにより、占用料の額の90%を減額する。ただし、この減額率を適用する場合においては、別に定める減額率は適用しない。

## 物件の構造について

- 1 道路の交通に及ぼす支障をできる限り少なくするものであること。
  - (1) 必要最小限度の規模とすること。
  - (2) 歩行者利便増進施設等の意匠、構造及び色彩は、信号機、道路標識等の効用を妨げず、又は車両の運転に危険若しくは妨害を生じさせないこと。広告塔等については、音声の利用は不可。
- 2 車両の運転者の視野を妨げないものであること。

歩行者利便増進施設等の設置により新たに道路上に死角を生じさせるものではないこと。やむを得ず死角が生ずる場合には、死角からの車道への飛び出し事故を防止するため必要と認められる安全策が講ぜられたものであること。
- 3 維持、更新等の作業に際して、交通に支障を及ぼすおそれのないこと。
- 4 広告塔等、ベンチ等、標識等並びにイベント施設等のうち、広告塔、看板、旗ざお、幕及びアーチ（以下「イベント用広告塔等」という。）については、歩行者が凝視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- 5 広告塔等（特にイベント用広告塔等）については、表示部分を車両の運転者から見えにくくするための措置が講ぜられたものであること。

広告塔等を車道寄りの場所に設置する場合、表示部分は、車道から正対して正面の車道側及び左側面以外とし、明らかに運転者に対して訴求し、その視線を誘導して脇見運転を惹起させるものではないこと。
- 6 食事施設等、イベント施設等については、倒壊、落下、剥離、汚損、火災、荷重、漏水その他の事由により道路の構造又は交通に支障を及ぼすことがないこと。

次に掲げる事項に該当する食事施設等、イベント施設等の占用は、許可できません。

  - ・ 易燃性又は爆発性の物件その他危険と認められるものを搬入、貯蔵又は使用するためのもの（社会通念上妥当と判断される物件であって道路管理上支障のない量を搬入等する場合を除く。）
  - ・ 悪臭、騒音等を発する物件を保管又は設置するもの

## 歩行者利便増進道路制度に関する Q & A

### 申請について

Q：個々の店舗ごとに申請できますか？

A：個々の店舗ごとの道路占用許可申請はできません。

一定範囲の利便増進誘導区域について、その範囲内でどのように歩行者の滞在空間を確保するか、また、そのためにどのような物件をどこに配置するかなどについて、計画を立てていただく代表者が必要ですので、その方と調整してください。

Q：飲食店のみが対象となるのですか。

A：どのような店舗であるかではなく、道路に設置する物件の種類で判断します。

食事施設（オープンカフェなど）や購買施設などは継続的に設置できますが、露店や商品置場の設置はイベント開催時などに限られます。

Q：私は占用が認められた団体の代表者ですが、新たに団体への参加を希望する者からの相談がありました。参加を認めようと思いますが、どのような手続きをすれば良いですか。

A：「住所等変更届」に新たに参加される者を明記の上、「申出団体概要及び団体構成員名簿（第9号様式）」を改めて提出してください（既存の構成員＋新規の構成員を記載する。）。なお、「住所等変更届」はホームページからダウンロードするか、又は区役所まちづくり整備課から様式を受け取ってください。

### 道路占用の場所に関すること

Q：どのような場所が対象ですか？

A：利便増進誘導区域の範囲内であれば、特段の事情がない限り物件の設置等は可能ですが、具体的には代表の方と市や警察との協議によって決まることになります。

その他、近隣店舗や歩行者等からの意見や要望がある場合には変更になる可能性もあります。

Q：道路を、どれくらいの幅、面積まで占有することができますか？

A：歩行者の通行のための有効幅員や緊急車両の通行のため、道路に3.5m以上の幅を確保することが必要です。また、占有物件は、必要最小限の規模とすることが必要です。

Q：椅子やテーブルなどの占有物件を置いてはいけない場所がありますか？

A：下記のような場所には物件を設置しないでください。

- ・点字ブロックの効用を妨げる場所
- ・消火栓・防火水槽やその付近
- ・消防用設備等の使用の支障となる場所

（例：連結送水管の送水口付近、非常ベルの起動装置の操作障害となる場所、避難器具の降下位置付近、アーケードに設置している消防隊進入用はしご付近など）

Q：視覚障害者誘導ブロックと占有物件はどの程度、間隔をあける必要がありますか？

A：60cm 定地の間隔をあけてください。

Q：道路においた物件は、店舗の営業時間外も置いたままでいいですか？

A：常時設置し続けることはできません。毎日営業時間が終了したら片付けて、翌日再度設置してください。

Q：火器器具等を使用して良いですか？

A：火器器具等を使用することは可能ですが、消火器の設置をはじめ、来客者や歩行者が誤って接触しても事故が発生しないように十分な対策を講じてください。

#### 道路維持管理活動について

Q：道路維持管理活動とは、どのようなものですか？

A：沿道利用により日常的に生じるゴミの片付けとは別に、周辺道路の維持管理に御協力いただく趣旨のものです。負担にならない範囲で、周辺道路の美化に御協力ください。

なお、道路維持管理活動の範囲は利便増進誘導区域等です。

占用料が減額になるための条件ですので、御留意ください。

Q：占用場所とは異なる場所で既に市道路サポーターに登録しているのですが、本制度を利用するためには新たに占用場所で道路サポーターに登録する必要がありますか？

A：新たに登録する必要はありません。ただし、道路サポーターの活動箇所に加えて、占用場所においても道路維持管理活動を行って頂く必要があります。

#### 道路占用許可の取り消しについて

Q：どういった場合に許可が取り消されますか？

A：占用の場所や、設置する物件の構造等の規定に違反している場合はもちろんのこと、近隣住民等からの意見や要望が絶えず、解決に至らない場合なども、許可の取り消しとなる場合があります。

相談・申請の際に道路占用許可条件を御確認いただき、道路占用に起因した事故や苦情は申請者において解決することが必要です。

#### 通行者や住民から苦情やトラブルについて

Q：苦情やトラブルがあった時の対応は？

A：今回の措置に基づく道路占用について、苦情やトラブルがあった場合、許可を受けた団体の責任で対応していただく必要があります。

団体内での連絡体制を確保し、苦情やトラブルには、真摯に丁寧に対応してください。

#### 道路占用料について

Q：道路占用料は、支払う必要がありますか？

A：道路維持管理活動に御協力を頂くことにより、道路占用料は90%が減額され、10%をお支払いいただきます。

#### その他

Q：利便増進誘導区域内・外にほこみちと無関係の不法占用物件がありますが、影響はありますか？

A：ほこみちと無関係の不法占用物件については、市で対応しますが、不法占用物件の問題が解決されない場合、利便増進誘導区域の設定自体ができない場合があります。